

令和 7 年度 嘱託職員募集案内

(公園施設の管理業務等・ゴルフ場等の維持管理業務等)

■受付日時

令和 7 年 9 月 7 日 (日) から 1 7 日 (水) まで ※ 9 月 1 2 日 (金) を除く。

午前 1 0 時から午後 4 時まで (時間厳守のこと)

※必ず事前に電話連絡のうえ、本人が持参すること

■第 1 次選考 書類選考

■第 2 次選考 面 接 令和 7 年 9 月 2 2 日 (月) 予定

※時間は受験資格者に後日通知します。

公益財団法人川口市公園緑地公社

問い合わせ先

公益財団法人川口市公園緑地公社採用担当

〒332-0024 川口市飯原町 1 4 番 1 号 電話 0 4 8 (2 5 6) 2 5 1 0

令和7年度嘱託職員募集要項

■雇用形態

雇 用 形 態	嘱託職員（１年以内の契約）
---------	---------------

■募集職種・採用予定人数・仕事内容

募 集 職 種	採用予定人数	主 な 仕 事 内 容
川口市都市公園施設の管理業務等	１名	現場作業（軽易な修理、樹木及び草地管理作業等）、事務補助、市内公園巡回、自動車運転業務、接遇業務等
ゴルフ場等の維持管理業務等	１名	現場作業（ゴルフコース及び公園の維持管理）、自動車運転業務等

■受験資格

募 集 職 種	学 歴 ・ 資 格 等
川口市都市公園施設の管理業務等	高校卒業以上 要普通自動車運転免許（オートマチック限定は不可） 土木や造園作業経験者またはＤＩＹが得意など器用な方 ワード、エクセル等簡単なパソコン操作ができる方 ◆活かせる資格 造園系または土木系資格など
ゴルフ場等の維持管理等	高校卒業以上 要普通自動車運転免許（オートマチック限定は不可） 土木や造園作業経験者または未経験者でも体を動かすことが好きな方 ※土木機械の扱いに慣れた方歓迎 ◆活かせる資格 造園系または土木系資格など

※次のいずれかに該当する人は、応募できません。

- １ 日本の国籍を有しない方
- ２ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ３ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
 ※ 提出されたすべての書類について、虚偽の記載があった場合、内定取り消しになることがあります。

■選考方法

選考は、第1次選考及び第2次選考とし、第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行います。

- 1 第1次選考
書類による選考
- 2 第2次選考
面接による選考

■申し込み手続き及び受付期間

受 付	期 間	9月7日（日）から9月17日（水）まで ※9月12日（金）を除く。 午前10時から午後4時まで（時間厳守のこと）
	場 所	川口市荒川運動公園管理棟（浮間ゴルフ場クラブハウス）1階事務室 所在地：川口市飯原町14番1号
提 出 書 類		1 採用試験申込書 写真は、必ず貼付してください。 （たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽正面向き・3ヵ月以内撮影） 2 職務経歴書 （A4サイズ2枚まで・自由形式・ワード文書可）
注 意 事 項		・必ず事前に電話連絡のうえ、受験者本人が直接来社し、申し込みしてください。（申込書の記載内容を確認します。）郵送又は代理人による申し込みはできません。 ・提出書類は、一切返却しません。

■試験日・会場・合格発表等

第1次選考	選 考 方 法	書類選考 第1次選考は、来社の必要はありません。
	合 格 発 表	9月20日（土）までに合否にかかわらず応募者全員に電話または文書で通知します。
第2次選考	試 験 日	9月22日（月）予定 ※時間は、受験資格者に後日通知します。
	会 場	川口市荒川運動公園管理棟2階会議室
	合 格 発 表	9月26日（金）までに合否にかかわらず第2次選考試験受験者全員に電話または文書で通知します。

1 試験当日の注意点

第2次選考日に、試験会場には自家用車では来ないでください。

2 合格発表についての注意点

- ① 合否の確認は、電話照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。ただし、次の期日までに通知が届かない人は、管理係採用担当者（TEL 048-256-2510）までお問い合わせください。

第1次選考結果	9月20日（土）までに通知が届かない人は、9月21日（日）午前10時から午後4時までにお問い合わせください。
第2次選考結果	9月26日（金）までに通知が届かない人は、9月27日（土）午前10時から午後4時までにお問い合わせください。

■合格から採用まで

- 第2次選考の合格者は、採用内定者となります。
- 採用は、令和7年10月1日予定です。
契約期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までです。
その後、勤務成績等により判断し、更新する場合があります。
- 採用内定者が次の事項に該当する場合は、採用内定を取り消します。
 - 提出した書類に虚偽があった場合
 - その他、当公社理事長が不相当と認めた場合
- 嘱託職員の採用は、すべて条件付採用とし、3カ月間良好な成績で勤務したときに、正式採用といたします。

■勤務時間・休暇・給与等（令和7年9月1日現在）

- 勤務時間 [標準労働時間／1日8時間]
公園管理係 8：30～17：30（川口市都市公園施設の管理業務等）
施設係 7：00～16：00（ゴルフ場等の維持管理業務等）
- 休日 週休2日及び月1日並びに12月29日から翌年1月3日まで
- 休暇 年次有給休暇、結婚・出産・忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。
- 給与 ①予定初任給（給料＋地域手当）
月額 234,459円
※社会変動等により、上記金額が変更になることがあります。

②その他

①の他、当公社嘱託職員等給与規程に基づき、通勤手当、期末手当及び勤勉手当が支給されます。

5 福利厚生 ①諸制度

全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入となります。

②健康管理

定期健康診断の他に、全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診費用を負担するなど、職員の健康管理を行なっています。

③その他

公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンターが行う福利厚生事業「ゆとりぶ」加入等

■公社の概要

1 概 要

- ◇ 法人の名称 公益財団法人川口市公園緑地公社
- ◇ 事務所所在地 埼玉県川口市飯原町14番1号
- ◇ 法人設立 昭和58年5月23日〔埼玉県指令 公緑第4号〕
平成24年4月1日公益財団法人に移行

2 職員等構成（令和7年9月1日現在）

（単位：人）

常勤理事	職 員	嘱託職員	パート職員	計
1（専務理事）	13	7	11	31

3 公益目的事業（令和7年度）

（1）都市緑化及び公園緑地に関する普及啓発、利用の促進、自然環境の保全と創出、施設の管理運営及び防災機能の強化

① 普及啓発、利用の促進事業

公園の自然と遊びの教室	雑木林の自然と遊びの教室
緑化啓発冊子の製作と配布	情報の発信による利用の促進
公園の樹木にふれあう会	
案内看板の充実及び樹木名プレート等の製作と設置	
小学生「身近な生き物」絵画コンクールの開催	

② 公園運営事業

防災機能の向上 植物の保全と育成

安全と快適な空間づくりの推進

川口自然公園等池の富栄養化防止の研究と対策

＜指定管理公園施設＞

青木町公園	中青木公園	川口自然公園	川口西公園
川口西口緑地	ゴリラ公園	戸塚中台公園	戸塚下台公園
並木元町公園	並木元町北公園	並木元町中公園	並木元町南公園
新郷東部公園	前田東公園	上新田公園	朝日中央公園
北原台公園	荒川運動公園（公益目的事業2）		

③ 自然環境の保全と創出事業

自然林、斜面林の保全	湿地環境の保全
草地環境の保全	生物調査・植生調査
川口自然公園蝶類保護管理区の保全	

④ 市民協働事業

「川口グリーンフェスティバル」への協力

「川口理科オリンピック」への協力

「緑の地球号 in 安行」への協力

戸塚下台公園斜面林保全の協働

戸塚下台公園水辺環境保全の協働

新郷東部公園ヒガンバナ植栽の協働

ゴリラ公園BMXコース運営の協働

川口スケートパーク運営の協働

（２）国有地である河川緑地を市民の広域避難地として維持整備すること等による防災機能の向上、河川緑地に関する自然環境の保全と創出及び普及啓発並びに河川緑地を活用し、生涯スポーツ等を通しての市民の健全な心身の維持増進

① 河川緑地（荒川運動公園）における防災機能の確保と向上事業

広域避難場所の機能確保と向上

広域避難場所の存在周知と防災訓練の実施

自然現象による洪水被害に対する河川緑地の復旧と対策

② 河川緑地（荒川運動公園）における自然環境の保全と創出及び普及啓発事業

荒川河川緑地の自然再生と保全

生物調査・植生調査

荒川の自然と遊びの教室（水辺の楽校）

荒川の自然にふれあう会（水辺の楽校）

市民協働の推進

荒川ふれあいまつりの開催

河川緑地の魅力創出

情報の発信による利用の促進

③ 河川緑地を活用し生涯スポーツ等を通しての市民の健全な心身の維持増進事業

生涯スポーツ、レクリエーション施設の運営

川口市浮間ゴルフ場の運営

さざんかコース（９ホール パー３５）

ゆりコース（３ホールショートコース）

生涯スポーツ、レクリエーション施設の貸与

荒川運動公園野球場 (1面)

荒川運動公園ラグビー場 (1面)

市民の健康増進スポーツ教室の開催

市民の健康増進スポーツ体験

市民の健康増進キャンペーン

市民の健康増進スポーツ大会の開催

市民交流事業の推進

4 収益事業

施設利用者の便宜を図る物品販売等の利用サービス促進事業

①ゴルフボール等の物品販売

②飲料・菓子類の販売